

債権執行事件申立 添付郵券額一覧表（執行費用計上可能額） R6.10月以降

※ 申立人（第三債務者3名までは）110円固定、債務者 1, 220円ずつ、第三債務者（陳述催告あり） 1, 880円ずつ加算

※申立人用書類を裁判所に取りに来る場合は切手(110円)不要(執行費用計上不可)

当事者数	切手	枚数	合計額
申立人 1名	110	× 1 組	<u>¥3,210</u>
債務者 1名	1,220	× 1 組	
第三債務者 1名	1,290	× 1 組	
陳述催告あり	590	× 1 組	
申立人 1名	110	× 1 組	<u>¥5,090</u>
債務者 1名	1,220	× 1 組	
第三債務者 2名	1,290	× 2 組	
陳述催告あり	590	× 2 組	
申立人 1名	110	× 1 組	<u>¥6,970</u>
債務者 1名	1,220	× 1 組	
第三債務者 3名	1,290	× 3 組	
陳述催告あり	590	× 3 組	
第三債務者が4名以上の場合は、上記を参考に切手の額を増やしてください。申立人への送付費用は添付する目録等の枚数によるので、110円分に70円分を添えて提出してください。使用しなかった場合は返還します。（執行費用計上額は、110円をお願いします。）			
申立人 1名	110	× 1 組	<u>¥4,430</u>
債務者 2名	1,220	× 2 組	
第三債務者 1名	1,290	× 1 組	
陳述催告あり	590	× 1 組	
申立人 1名	110	× 1 組	<u>¥6,310</u>
債務者 2名	1,220	× 2 組	
第三債務者 2名	1,290	× 2 組	
陳述催告あり	590	× 2 組	

高知地方裁判所本庁 TEL 088-822-0396

須崎支部 TEL 0889-42-0046

安芸支部 TEL 0887-35-2065

中村支部 TEL 0880-35-3007

※ 添付する目録の枚数によっては、郵便料金が増える場合がありますので注意してください。